

## 「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例」の規定想定項目

**1 条例の目的(第1条)**

犯罪被害者等基本法第3条に規定する基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、「基本理念を定めること」、「市、市民等及び事業者の責務を明らかにすること」、「基本的施策等を定めること」、これらにより、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的とします。

○犯罪被害者等基本法(抜粋)

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

**2 用語の定義(第2条)**

条例において用いる用語を以下のとおり定義します。

|   |        |                                                |
|---|--------|------------------------------------------------|
| 1 | 犯罪等    | 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為                       |
| 2 | 犯罪被害者  | 犯罪等により害を被った者                                   |
| 3 | 犯罪被害者等 | 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族                         |
| 4 | 市民等    | 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体             |
| 5 | 事業者    | 市内で事業活動を行う者                                    |
| 6 | 民間支援団体 | 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体                              |
| 7 | 関係機関等  | 国、北海道その他本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するもの |

|   |      |                                                                                                                                                                                                                              |
|---|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 | 二次被害 | 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害                                                                                                        |
| 9 | 再被害  | <p>① 犯罪被害者等が、加害者の別の犯罪等によって受ける害及び当該犯罪被害者の家族又は遺族（②で「犯罪被害者家族等」という。）に対する当該加害者による別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害</p> <p>② 犯罪被害者家族等が、当該犯罪被害者に係る加害者の別の犯罪等によって受ける害及び当該犯罪被害者に対する当該加害者による別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害</p> |

### 3 基本理念（第3条）

次に掲げる①～④を条例における基本理念とします。

- ① 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならないこと
- ② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく行われなければならないこと
- ③ 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われなければならないこと
- ④ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする

### 4 責務（第4条・第5条）

#### (1) 市の責務

- 市は、本条例の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策を策定し、実施しなければならない

いものとしします。

- 市は、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策の実施に当たっては、関係機関等と連携し、及び協力してこれを行わなければならないものとしします。

## (2) 市民等の責務

- 市民等は、本条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分に配慮するよう努めなければならないものとしします。
- 市民等は、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならないものとしします。

## (3) 事業者の責務

- 事業者は、本条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分に配慮するよう努めなければならないものとしします。
- 事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならないものとしします。
- 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならないものとしします。

## 5 犯罪被害者等の支援に関する計画（第6条）

- 市は、犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するための計画を策定するものとしします。
- 市長は、当該計画を策定するに当たっては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に規定する札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の意見を聴かななければならないものとしします。

**6 相談及び情報の提供等（第7条）**

- 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとします。
- 市は、この相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置することを定めます。

**7 経済的負担の軽減（第8条）**

市は、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、給付金の支給その他の必要な支援を行うことものとします。

**8 民間支援団体への支援（第9条）**

市は、本条例の基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための具体的な施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

**9 広報及び啓発等（第10条）**

- 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生の防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとします。
- 市は、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとします。

**10 意見等の反映（第11条）**

市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策に反映させるよう努めるものとします。

**11 委任（第12条）**

この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることとします。